

4 林野火災警報、林野火災注意報の概要

	林野火災警報 (令和8年1月1日運用開始) 【消防法第22条・火災予防条例第29条】	林野火災注意報 (令和8年4月運用開始) 【火災予防条例改正予定】
発令指標	以下のいずれかを満たし、強風注意報の発表がある場合 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表 ※上記指標に加え、当日の降水状況等を考慮し、発令の判断を行います (林野火災注意報も同様)。	左記の①又は②の条件を満たした場合
対象区域	該当市町村※における「地域森林計画対象森林」及び「国有林」 多摩市、調布市、羽村市、日野市、武蔵村山市、町田市、東大和市、瑞穂町、八王子市、あきる野市、青梅市、日の出町、檜原村、奥多摩町	
周知方法	東京消防庁(ホームページ、公式アプリ等)、各自治体(防災行政無線、防災メール等)により、林野火災警報等の発令に関してお知らせします。	
火の使用制限対象	以下の 火の使用の制限に従わなければなりません 。 ■ 山林、原野等において火入れをしないこと。 ■ 屋外において、花火(がん具用を含む。)を行わないこと。 ■ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ■ 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ■ 屋外において、たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。	■ 左記の 火の使用の制限に従うよう努めなければなりません 。
解除基準	発令指標に該当しなくなった場合	
罰則	30万円以下の罰金 又は 拘留 【消防法第44条第18号】	—

※ 林野火災注意報については、条例を改正するまでの間において、表中の発令指標と同等の気象条件に達した場合については、火災予防に関する注意喚起を行っていきます。

※ 日野市では、程久保三丁目、四丁目、五丁目、六丁目に該当箇所があります。

問合せ先

日野消防署(代) 電話 581-0119

警防課防災安全係 内線320、321

警防課消防係 内線350、351